

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな) あきこかい

1 政治団体の名称 晃子会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館
904号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
佐山 晃子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
村田 祐見子

事務担当者の氏名

(姓) (名)
伊藤 慎一

(電話) 03-3226-0080

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公職の種類 参議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |

資金管理団体の届 (姓) (名)
出をした者の氏名 佐山 晃子

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 佐山 晃子

公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

訂正号

6.11.28

東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

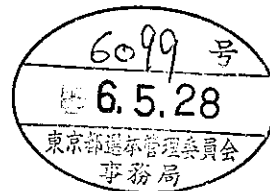
国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済		✓

100020



(その2)

収 支 の 状 況

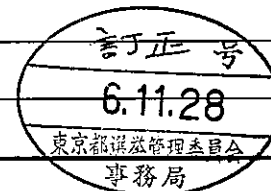
1 収支の総括表

収 入 総 額	7,816,030
(前年からの繰越額)	7,816,000
(本年の収入額)	30
支 出 総 額	1,639,500 2,130,500
翌年への繰越額	6,176,530 5,676,030

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	



(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	30	
	合 計	30	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	16,500	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小 計	16,500	0	
2 政 治 活 動 費	1,123,000		
(1) 組 織 活 動 費	1,623,000	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	500,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,123,000	1,623,000	0
合 計	2,139,500	1,639,500	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	15,000	R5/1/10	東京都製麺三団体連絡協議会	東京都千代田区神田須田町1-20	
2	会費	15,000	R5/1/13	世田谷区商店街連合会	東京都世田谷区太子堂2-16-7世田谷産業プラザ	
3	食事代	25,000	R5/1/21	三四四会	東京都中央区日本橋堀留町1-1-1日本橋保健センター内	
4	会費	13,000	R5/1/23	東京都神社庁	東京都港区元赤坂2-2-3	
5	会費	18,000	R5/1/24	東京都中華料理生活衛生同業組合	東京都台東区根岸3-7-18-802	
6	会費	500,000	R5/1/27	日本共産党東京都支部連合会	東京都千代田区永田町1-11-23	
7	会費	15,000	R5/2/1	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	東京都千代田区平河町2-5-5全国旅館会館4階	
8	会費	11,000	R5/2/2	白石英行後援会	東京都文京区春日1-10-9	
9	会費	12,000	R5/2/9	宍戸さぶろうを応援する会	東京都世田谷区松原3-42-2-4階	
10	会費	20,000	R5/3/19	塚口智氏叙勲を祝う会	東京都府中市宮西町2-9-1	
11	会費	15,000	R5/5/24	東京都社交飲食業生活衛生同業組合	東京都新宿区西新宿7-10-12	
12	会費	15,000	R5/6/23	東京都飲食業生活衛生同業組合	東京都中央区築地2-7-12 15山京ビル501	
13	会費	15,000	R5/6/23	東京都生活衛生同業組合連合会 (公財)東京都生活衛生営業指導センター	東京都渋谷区広尾5-7-1東京都広尾庁舎内	
14	会費	24,000	R5/6/30	清和政策研究会秘書会	東京都千代田区平河町2-7-1塩崎ビル3階	
	こ の 頁 の 小 計	713,000 213,000				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	渉外費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
15	会費	20,000	R5/7/10	吉住はるお後援会	東京都新宿区矢来町3小島ビル1階	
16	会費	20,000	R5/7/19	高木けい政経センター	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館310号室	
17	会費	20,000	R5/10/11	塩谷立君を激励する会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1211号室	
18	会費	15,000	R5/10/17	自由民主党東京都世田谷区第五支部	東京都世田谷区南烏山6-38-10-201	
19	会費	18,000	R5/10/17	東京都中華料理生活衛生同業組合	東京都台東区根岸3-7-18-802	
20	会費	12,000	R5/11/3	自由民主党東京都千代田区第十三支部	東京都千代田区麴町4-5桜井ビル2階	
21	会費	20,000	R5/11/8	若宮けんじ後援会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館523号室	
22	会費	50,000	R5/11/10	自由民主党世田谷区議団世田谷区政研究会	東京都世田谷区世田谷4-21-27	
23	会費	15,000	R5/11/14	自由民主党三多摩議員連絡協議会	東京都立川市曙町2-34-13リビッツ第3ビル305号	
24	会費	20,000	R5/11/21	自由民主党東京都世田谷区第3支部	東京都世田谷区池尻2-20-12-103	
25	会費	20,000	R5/11/22	西野だいすけ君と日本の未来を語る会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館913号室東京太翔会事務局	
26	会費	15,000	R5/11/22	東京都生活衛生同業組合連合会(公財)東京生活衛生営業指導センター	東京都渋谷区広尾5-7-1東京都広尾庁舎内	
27	会費	20,000	R5/12/14	港区三師会	東京都港区麻布十番1-4-2	
	こ の 頁 の 小 計	265,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
28	会費	30,000	R5/12/20	東京都議会自由民主党	東京都新宿区西新宿2-8-1	
29						
	こ の 頁 の 小 計	30,000				
	そ の 他 の 支 出	615,000				
	合 計	1,623,000				

1,123,000



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄 付	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄付金	500,000	R5/8/18	清和政策研究会	東京都千代田区平河町2-7-1塩崎ビル	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	500,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	500,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。



令和5年 5月 24日

政治団体の名称 晃子会

会計責任者の氏名 村田

祐見子



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年5月24日

晃子会

代表 佐山 晃子 殿

登録政治資金監査人

森田 忍



登録番号 第5972号

研修修了年月日 令和4年12月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、晃子会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、晃子会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

晃子会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、晃子会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上